

開発許可申請手数料について

・ 地方自治法

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

(以下省略)

・ 使用料及び手数料徴収条例

第 2 条 (省略)

2 県は、地方自治法第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務につき、別表第 2 から別表第 4 までに定める手数料を徴収する。

開発許可にかかる手数料は、地方自治法に基づき許可事務を行う地方公共団体が定めることになっており、使用料及び手数料徴収条例（以下「条例」という。）により定めている。

1 開発許可の手数料根拠

兵庫県における森林法における開発許可の手数料根拠は以下のとおりである。

番号	開 発 行 為	条 例	別 表
1	森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可	第 2 条第 2 項	第 4 28 の 2 (1)
2	森林法第 10 条の 2 第 1 項の変更許可	第 2 条第 2 項	第 4 28 の 2 (2)

2 開発許可の手数料

兵庫県における森林法における開発許可の手数料は以下のとおりである。

番号	内 容 等	係る森林の面積等	手数料額		
1	開発行為	0.5ha 超え 1.0ha未満	260,000円		
		1.0ha 以上 3.0ha未満	390,000円		
		3.0ha 以上 6.0ha未満	510,000円		
		6.0ha 以上 10.0ha未満	660,000円		
		10.0ha 以上	870,000円		
2	ア 開発行為に係る森林への新たな森林の編入による変更	0.1ha 未満	86,000円		
		0.1ha 以上 0.3ha未満	130,000円		
		0.3ha 以上 0.6ha未満	190,000円		
		0.6ha 以上 1.0ha未満	260,000円		
		1.0ha 以上 3.0ha未満	390,000円		
		3.0ha 以上 6.0ha未満	510,000円		
		6.0ha 以上 10.0ha未満	660,000円		
		10.0ha 以上	870,000円		
		イ 上記以外の変更	開発行為に係る森林の面積（面積の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発行為に係る森林の面積）に応じ、アに規定する額の10分の1		
			※ アにおいて、係る森林への新たな森林の編入以外の変更が含まれる場合における変更許可申請手数料額は、新たな森林を編入する前の面積に応じたイに掲げる額に相当する額を加算した手数料額とする。（アとイとの組合せで手数料額を決定） ただし、870,000円を限度額とする。		

使用料及び手数料徴収条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 12 号）

省略

使用料及び手数料徴収条例（平成 21 年 3 月 23 日条例第 8 号）

使用料及び手数料徴収条例をここに公布する。

使用料及び手数料徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条の規定に基づき、使用料及び手数料の徴収に関して必要な事項を定めるものとする。

2 使用料及び手数料の徴収については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（使用料及び手数料の徴収）

第2条 県は、地方自治法第 225 条の規定により、同法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき、別表第 1 又は別表第 2 に定める使用料を徴収する。

2 県は、地方自治法第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務につき、別表第 2 から別表第 4 までに定める手数料を徴収する。

3 別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料及び手数料で金額の範囲を定めたものは、知事その他の執行機関並びに公営企業及び病院事業の管理者（以下「知事等」という。）がその金額を定める。

4 別表第 3 及び別表第 4 に定める手数料のうち、別表第 5 の右欄に掲げる指定試験機関等が行う同表の中欄に掲げる事務に係る同表の左欄に掲げる手数料は、当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。

（使用料及び手数料の免除）

第3条 知事等は、貧困その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料及び手数料の不還付）

第4条 既に納めた使用料及び手数料は、還付しない。ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（物件の不還付）

第5条 試験又は検査のために提出した物件は、還付しない。ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（補則）

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等の規則（告示その他の規定を含む。）で定める。

（罰則）

第7条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

2 使用料及び手数料の徴収についての職務の執行を妨げた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

省略

別表第4(第2条関係)

28の2 森林法に関する手数料

名 称	事務の区分		金 額	
(1) 林地開発行為許可申請手数料	森林法(昭和26年法律第249号。以下この部において「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為に係る森林の面積が0.5ヘクタールを超え1ヘクタール未満の場合	260,000円	
		開発行為に係る森林の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円	
		開発行為に係る森林の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円	
		開発行為に係る森林の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円	
		開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円	
(2) 林地開発行為変更許可申請手数料	法第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 開発行為に係る森林への新たな森林の編入	編入される森林の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円
		編入される森林の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000円	
		編入される森林の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000円	
		編入される森林の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円	
		編入される森林の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円	
		編入される森林の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円	
		編入される森林の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円	
		編入される森林の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円	
		イ 上記以外の変更	開発行為に係る森林の面積(面積の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発行為に係る森林の面積)に応じ、アの金額に10分の1を乗じて得た額	

備考 (2)の款アにおいて、開発行為に係る森林への新たな森林の編入以外の変更が含まれる場合における林地開発行為変更許可申請手数料の金額は、新たな森林を編入する前の面積に応じた同款イに掲げる額に相当する額を加算した金額とする。ただし、手数料の金額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。